

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

緑区地域課題チャレンジ提案事業提案書

年 月 日

横浜市緑区長

提案者	
団体名	
所在地	
代表者氏名	

次の事業について、緑区地域課題チャレンジ提案事業として参加したいので緑区地域課題チャレンジ提案事業実施要綱に基づき関係書類を添えて提案します。

提案事業名	
希望コース (どちらかに丸をしてください)	はじめの一步コース ・ チャレンジコース
実施日又は実施期間	
実施場所・時間	
対 象 者	

【添付書類】

- (1) 緑区地域課題チャレンジ提案事業計画書
- (2) 緑区地域課題チャレンジ提案事業収支予算書
- (3) 団体の概要書
- (4) 団体の定款、規約、会則等
- (5) 役員、会員名簿等
- (6) その他区長が必要と認めるもの

【注意事項】

- ・ はじめの一步コースは、(3)、(4)、(5)の書類の提出を省略することができます。
- ・ この提案書及び添付書類（役員名簿を除く。）は、横浜市民協働条例第 7 条第 4 項の規定により、一般の閲覧に供しなければなりません。

緑区地域課題チャレンジ提案事業計画書（チャレンジ用）

横浜市緑区長

団体名 （注1）

所在地 〒

横浜市緑区

代表者氏名

緑区の地域課題を解決するため、次のとおり事業の提案をします。

提案事業名				
提案事業の分野 ・該当分野に○をしてください(複数回答可)。 ・複数回答の場合は活動分野が一番主であると思われる分野に◎をしてください。		まちづくり		環境
		福祉		その他
		こども・青少年		
		防災・防犯		
事業目的				
事業内容 ・事業の具体的内容を記載してください。 ・裏面にスケジュールを記載してください。				
・複数の団体が連携して実施する場合は、その団体名を記入ください。 （注1）				

（注1）団体等は、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）ではないことが提案の条件となります。

スケジュール	日にち・内容	説 明 (会場・参加人数など)
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
1 月		
2 月		
3 月		

事業のニーズ性 ・地域のどのような課題を解決する事業ですか？ また、区民のニーズは把握していますか？	【解決する課題】 【区民ニーズ】	
先駆性、先進性や アイデア工夫 ・先駆性や先進性などで、PRしたい点を記入してください。		
団体の実施能力 ・メンバーの中で、事業を実施する上での専門的な知識や経験、当該事業を練り上げていく能力、意欲等PRしたい点を記入してください。		
事業の継続性 ・補助終了後の自立（事業継続）に向けてどのような取り組みを進めていく予定ですか？		
次年度以降の 事業展開 ・今回の事業成果をどのように発展させていきますか？		
地域団体との連携 ・課題解決にあたって、行政との連携はもとより、地域の様々な団体との連携を進める考えがありますか？	有 ・ 無 ←○をつけてください。 （有の場合、具体的な内容を記入してください。） （無の場合、その理由を記入してください。）	
行政チェック欄	他の補助事業の照会及び検討	

第3号様式（第5条第1項）

緑区地域課題チャレンジ提案事業収支予算書

提案团体名

提 案 事 業 名	
-----------	--

(単位 円)

収入の部	科 目		金 額	備 考
	提案団体負担額 (A)			
	(うち、事業収入)			
	(うち、その他収入)			
	緑区負担額 (B)			
	収入合計			
支出の部	科目・説明		金 額	備 考
	支出合計			

緑区地域課題チャレンジ提案事業団体概要書（注1）

団 体 名	(ふりがな)		
所在地	〒		
代表者氏名	(ふりがな)		
事 務 所 (連絡担当者)			
設 立 年 月	年 月	活動開始年月	年 月
会 員 数 (構 成 員 数)	個人： 団体：	入会条件	
主な活動地域	横浜市緑区 町 その他 ()		
広報関係の有無	(会報、広報誌等の発行) 有 (年 回発行) / 無		
	(ホームページ) 有 (URL) / 無		
団 体 の 目 的			
主 な 活 動			
これまでに補助金や委託を受けた実績	※これまでに市や他の行政機関から事業を受託したことがある場合は、事業名・委託契約先名・受託時期を、また、これまでに市や他の行政機関、民間団体等から補助金を受けたことがある場合は、名称、助成団体、金額、時期等を記入してください（過去5年間程度）。		

（注1）団体等は、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）ではないことが提案の条件となります。